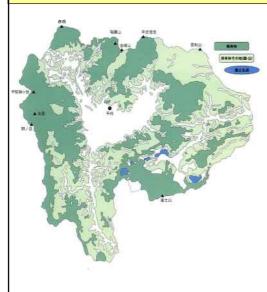
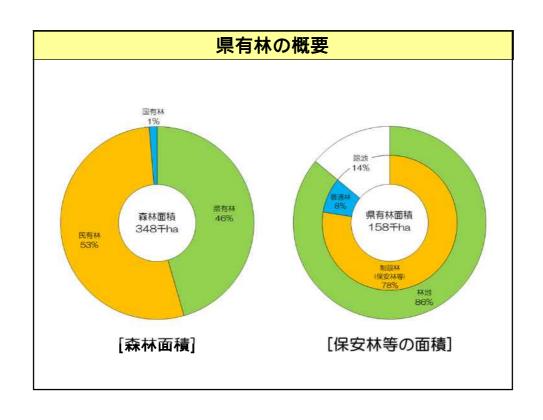
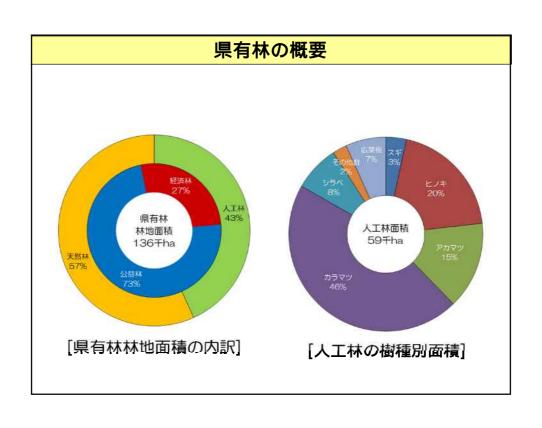


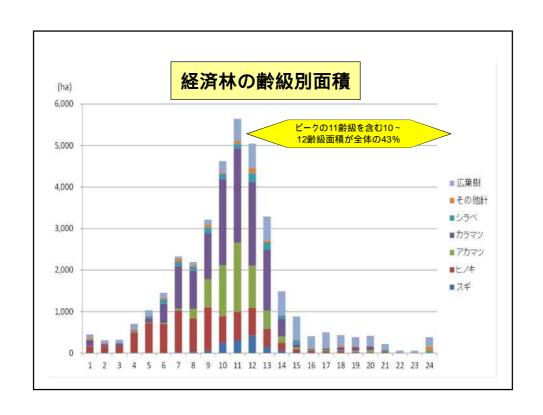
県有林の概要

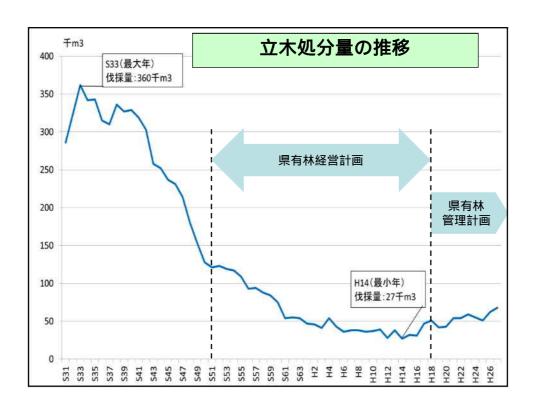


- ・明治44年3月に御下賜された御料地を 基に現在面積は158千ha (県土面積の35%)
- ・ 県有林面積比率は、全国第1位
- ・ 県有林面積は、全国第2位 (1位:北海道 62万3千ha) (3位:岩手県 9万ha)
- ・ 県有林の46%は自然公園
- ・ 平成15年にFSC森林管理認証を取得 (公有林では全国初) (取得面積は、143千haで全国第1位) (全国認証面積の36%)











県有林管理計画

·根拠法令:県有林野管理規程

<管理の目的 第2条>

県有林の管理は、国土保全その他森林の公益的機能を確保しつつ、森林資源の質的向上及び重要な林産物の持続的な供給を図り、もって県民の福祉を増進することを目的とする。

<計画期間 第3条>

10年間(5年ごとに作成)

現行の県有林管理計画と主な取り組み

期間:平成23年度~平成32年度

【基本方針】

多様な森林機能の充実強化

- それぞれの森林の持つ機能に応じた

森づくりの推進と魅力の発信-

持続可能な森林経営の推進

- 木材の持続的生産と経営の効率化-
- ・ 公益的機能の発揮を重視する「公益林」と持続的な木材生産を重視する「経済林」が、それぞれの機能を高度発揮するよう適切に管理

<公益林>

- ・公益林は、風致保存地帯、林地保全地帯、保健休養地帯に細分し、適切に管理
- ・ 標高1,600m以上の奥地林や、傾斜等から路網の到達が困難な人工林を「公益 移行林」に設定し、針広混交林へ誘導

<経済林>

・ 用途に応じた用材林として適正な森林管理に努めるとともに、将来性も加味した 路網整備を計画的に行い、管理・経営を効率化

公益林の取り組み事例: 広葉樹の森づくり



公益移行林のカラマツ人工林

- ・ 針広混交林化に向け、更新伐(択伐、強度間伐)を行い、広葉樹(主にミズナラ、ハンノキ)植栽や天然生の樹木を育成
- ・伐採木は、搬出し有効利用

経済林の取り組み事例:収穫作業の効率化



・森林作業道を整備し、高性能林業機械による効率的な収穫作業を実施

第2次県有林管理計画の主な取り組み事項

事業等	計画量		実行量	実行率
		前半期		
収穫量	5 5 0千m3	2 7 5千m3	2 9 1千m3	106%
路網整備 (林道等開設)	1 6 5 km	1 1 3 km	1 2 3 km	109%
広葉樹植栽	8百ha	4百ha	3百ha	7 5 %

- ・実行量は、H23~26年度実績値、H27年度見込値により算出
- ・実行率=実行量÷計画量(前半期)×100

第3次県有林管理計画の検討

期間:平成28年度~平成37年度

検討の方向性:

県内森林面積の約半分を占める公有林として、森林の多面的機能を高度に発揮していくための森林整備はもとより、森林資源を有効活用していくための先導的な取り組みを通じて

「やまなし森林・林業振興ビジョン(仮称)」実現の中核としての 役割を担う



ビジョンが掲げる3つのキーワード 「材」「エネルギー」「場」 により検討

第3次県有林管理計画

キーワード1:材

東京五輪等を契機とした県産材の利用拡大

県産材全体のブランド化、需要拡大を牽引

- ・県有林FSC認証材製品の展示会等を通じた販売促進活動
- ・認証材製品の生産に取り組む事業体への県有林材の安定供給
- ・持続可能な森林経営による材の安定供給に資する齢級の平準化

低コスト作業システム等を導入

民有林事業者のモデルとなる低コストシステムの導入 林内路網整備の推進





第3次県有林管理計画

キーワード2:エネルギー

県内の木質バイオマスの利用拡大を促進

林地残材等のバイオマス利用を牽引

・末木枝条、切り捨て間伐材の搬出利用システムの開発





第3次県有林管理計画

キーワード3:場

都市住民との多様な交流の場を創出

保健休養機能を活用し、企業・団体や地域産業と連携した、観光・レクリエーションの場の提供

森林景観の保全・創出

公益移行林の針広混交林化や世界遺産・IJパーク内森林の適切な管理 山岳エリア観光地の景観整備、修景により眺望を確保



